

令和 2 年 2 月 5 日
土地・建設産業局建設市場整備課

建設分野で初となる特定技能1号評価試験を実施へ ～フィリピンで電気通信の試験を3月に実施～

新たな在留資格「特定技能」で即戦力となる外国人材を受け入れるべく、今般、フィリピンにおいて3月17日に建設分野・電気通信職種の特定技能1号評価試験を実施することといたしました。なお、今回の試験は建設分野における初の特定技能1号評価試験となります。

<背景>

- 深刻化する人手不足に対応するため、昨年4月より、建設分野においても新たな在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入れがスタートしました。
- 建設分野では現在、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げの11の試験区分が設けられています。

<概要>

- 今般、「特定技能」外国人として日本で就労するために合格することが必要な特定技能1号評価試験について、電気通信の試験区分において3月17日(火)に実施することとなりました。これは建設分野では初の特定技能1号評価試験実施となります。

試験実施日時: 令和2年3月17日(火) 13:00～(フィリピン時間)

試験区分: 電気通信

試験会場: MK Maritime Training Center, Inc.

MMS Bacoor Bldg., Old NIA Road, Barangay Bayanan, Bacoor City, Cavite,
Philippines

定員: 30名

受験申込み方法: (一社)建設技能人材機構の技能評価試験マイページより申込み

受験申込み受付期間: 令和2年2月17日～令和2年2月28日

ただし、会場の定員に達し次第申し込み受付を終了します。

※マイページへのID登録は、2月10日から開始。言語は日本語、英語にて対応。

<問い合わせ先>

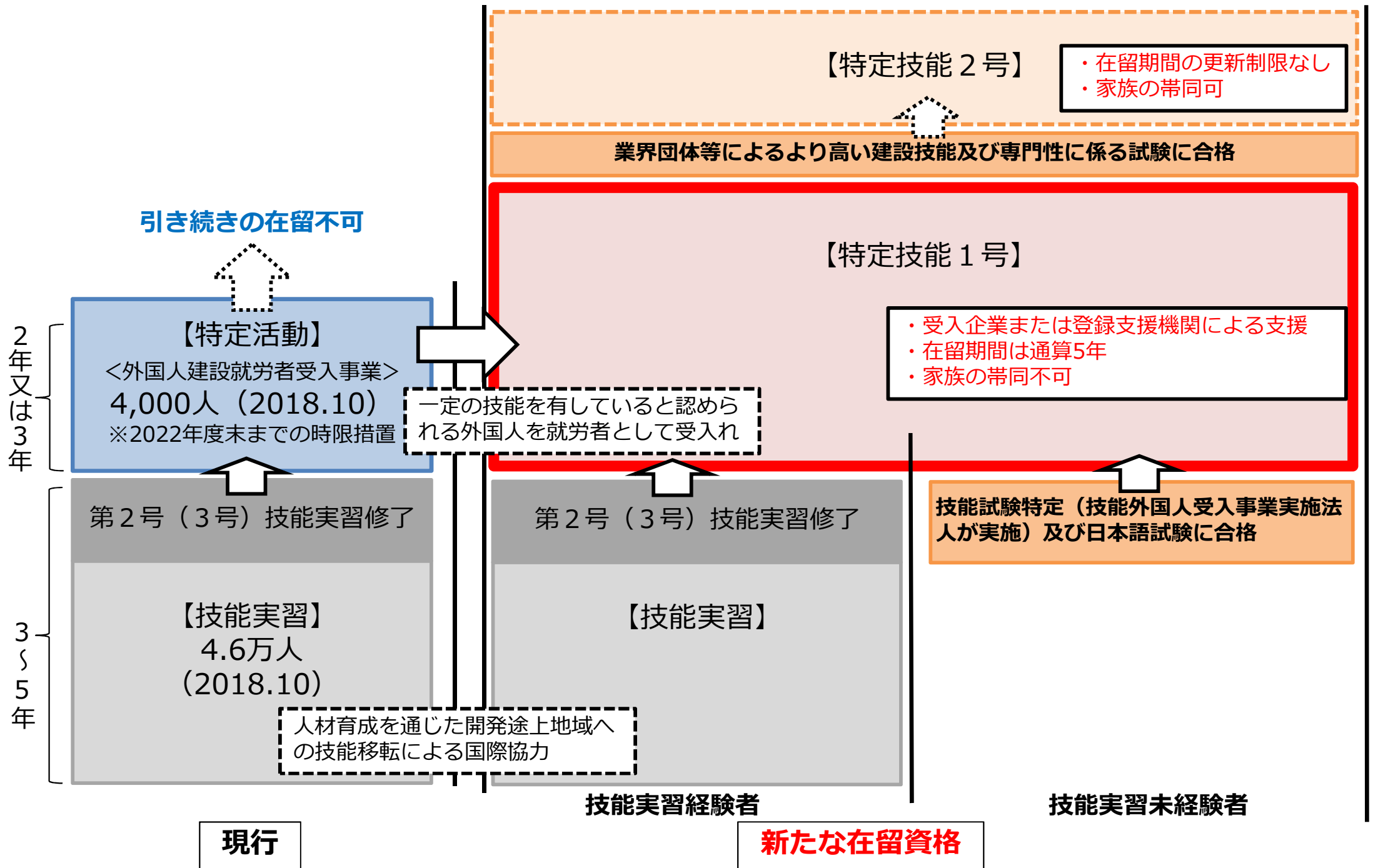
国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課労働資材対策室 藤本・八郷

TEL: (03) 5253-8111 (内線 24853、24836)、(03) 5253-8283 (直通)

FAX: (03) 5253-1555

参考URL: 建設分野における新たな外国人材の受入れ(在留資格「特定技能」)

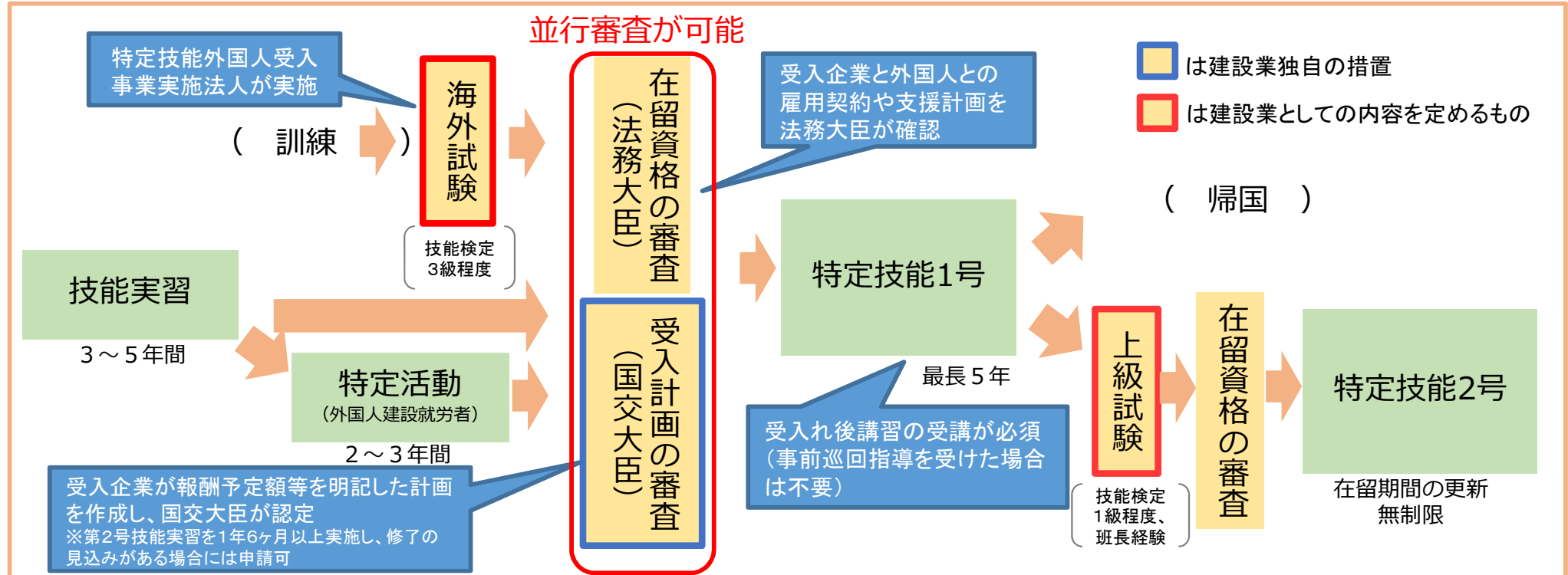
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html)



国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の在留資格の審査に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ・ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ・ 国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



機構と関係機関との業務連関イメージ(建設分野)

